平成 18 年 5 月 24 日

各　　位

株式会社ミレアホールディングス
東京都千代田区丸の内一丁目 2 番 1 号
コード番号　8766

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 4 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

平成 18 年６月 28 日付ならびに平成 18 年９月 30 日付および平成 18 年 10 月２日付で、それぞれ定款の一部変更を行います。

（平成 18 年 6 月 28 日付変更）

１．変更の理由

（１）「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年５月１日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

①　会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。（変更案第４条、第８条および第10条第１項）

②　株主総会の開催場所に関する法令上の定めがなくなったことから、定款において当社株主総会の開催場所を東京都区内と定めるものであります。（変更案第14条第２項）

③　定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載等すべき情報を会社法施行規則および会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります。（変更案第16条）

④　株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。（変更案第18条）

⑤　定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。（変

更案第25条第２項）

⑥　社外取締役および社外監査役としての適任者を得て、その期待される役割が十分に発揮されるよう、会社法第427条第１項の規定に基づく責任限定契約の締結を可能とする規定の新設を行うものであります。（変更案第27条および第36条）

なお、変更案第27条を新設することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

⑦　取締役会の権限および監査役会の権限は、会社法第362条第２項および第390条第２項により明確なため、現行定款第20条および第29条を削るものであります。

⑧　会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

（２）周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。（変更案第５条）

（３）平成18年３月28日付で40,000株の自己株式を消却いたしましたので、発行可能株式総数の減少を反映するものであります。（変更案第６条）

２．変更の内容

変更の内容は、別紙１のとおりであります。

３．日程

株主総会決議日：平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日：平成 18 年 6 月 28 日

（平成 18 年 9 月 30 日付変更および平成 18 年 10 月 2 日付変更）

１．変更の理由

当社は、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式に投資いただける層の拡大を図るため、平成18年５月19日開催の当社取締役会において、以下を決議いたしました。

（１）平成18年９月30日を効力発生日として、当社普通株式１株を500株に分割するとともに、株式分割の割合を勘案して、当社の発行可能株式総数を33億株とする定款の変更を行う。

（２）上記（１）の株式分割と同時に、単元株式数を500株とする単元株制度を導入し、当社の単元株式数を500株とする定款の規定を新設する。

（３）平成18年10月２日付で、当社の単元株式数を100株とする定款の変更を行う。

上記（１）～（３）は、会社法第183条、第184条第２項、第191条および第195条第１項に基づき、いずれも取締役会の決議により行うことが可能となっております。これらの変更内容に加え、整備法第86条第２項により、定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映するとともに、単元株制度導入に伴う所要の変更等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、別紙２のとおりであります。

３．日程

株主総会決議日：平成 18 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日：平成 18 年 9 月 30 日および平成 18 年 10 月 2 日

以　上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社ミレアホールディングス
経営企画部 広報ＩＲグループ　　中野　和幸（03-5223－3213）
（東京海上日動火災保険株式会社広報部常駐）

別紙１

（**太字**は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変更定款案(平成18年６月28日付)
（新設）	**（機関）** **第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。**
（公告**の**方法） 第４条　当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載**する**。	（公告方法） 第５条　当会社の公告**方法**は、**電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、**東京都において発行する日本経済新聞に掲載**して行う**。
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の**発行する株式の総数**は、**6,870,000**株とする。**ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。**	**（発行可能株式総数）** 第６条　当会社の**発行可能株式総数**は、**6,830,000**株とする。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、**商法第211条ノ３第１項第２号**の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を**買受ける**ことができる。	（自己株式の取得） 第７条　当会社は、**会社法第165条第２項**の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を**取得する**ことができる。
（新設）	**（株券の発行）** **第８条　当会社は、株式に係る株券を発行する。**
第７条　（記載省略）	第９条　（現行のとおり）
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、**株式および端株につき名義書換代理人**を置く。 ②　**名義書換代理人**およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により**選定し**、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)**および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ**、当会社においては取り扱わない。	**（株主名簿管理人）** 第10条　当会社は、**株主名簿管理人**を置く。 ②　**株主名簿管理人**およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により**定め**、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)**、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置き、その他株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し**、当会社においては取り扱わない。
（新設）	**（端株原簿名義書換代理人）** **第11条　当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。** **②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。** **③　当会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他端株に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。**

（**太字**は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変更定款案(平成18年６月28日付)
（株式取扱規則） 第９条　当会社の株券の種類ならびに**株式の名義書換**、端株原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第12条　当会社の株券の種類ならびに**株主名簿**、端株原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。
（基準日） 第10条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その**決算期の**定時株主総会において権利を行使**すべき**株主とする。 ②　前項のほか、取締役会の決議により公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録質権者または端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使**すべき**株主、登録質権者または端株主とすることができる。	（基準日） 第13条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その**事業年度に関する**定時株主総会において権利を行使**することができる**株主とする。 ②　前項のほか、取締役会の決議により公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録**株式**質権者または端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使**することができる**株主、登録**株式**質権者または端株主とすることができる。
（招集） 第11条　（記載省略） （新設）	（招集） 第14条　（現行のとおり） **②　株主総会は、東京都区内において招集する。**
第12条　（記載省略）	第15条　（現行のとおり）
（新設）	**（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）** **第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。**
（決議） 第13条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ②　**商法第343条**の規定による決議は、**総株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	（決議） 第17条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した**議決権を行使することができる**株主の議決権の過半数で行う。 ②　**会社法第309条第２項**の規定による決議は、**議決権を行使することができる株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。
（議決権の代理行使） 第14条　株主またはその法定代理人は、議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	（議決権の代理行使） 第18条　株主またはその法定代理人は、議決権を有する他の株主**１名**を代理人として、議決権を行使することができる。
第15条　（記載省略）	第19条　（現行のとおり）

（**太字**は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変更定款案(平成18年６月28日付)
（選任） 第16条　（記載省略） ②　取締役の選任決議は、**総株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③　　（記載省略）	（選任） 第20条　（現行のとおり） ②　取締役の選任決議は、**議決権を行使することができる株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 ③　　（現行のとおり）
（任期） 第17条　取締役の任期は、**就任**後１年**内の最終の決算期**に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役の任期は、**選任**後１年**以内に終了する事業年度のうち最終のもの**に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（報酬） 第18条　取締役の報酬は、株主総会において定める。	（報酬**等**） 第22条　取締役の報酬、**賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）**は、株主総会において定める。
（代表取締役および役付取締役） 第19条　代表取締役は、取締役会の決議により**選任**する。 ②　　（記載省略）	（代表取締役および役付取締役） 第23条　代表取締役は、取締役会の決議により**選定**する。 ②　　（現行のとおり）
（取締役会の権限） **第20条　取締役会は、当会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。**	（削る）
第21条　（記載省略）	第24条　（現行のとおり）
（決議） 第22条　（記載省略） （新設）	（決議） 第25条　（現行のとおり） **②　前項の規定にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。**
第23条　（記載省略）	第26条　（現行のとおり）
（新設）	**（社外取締役との間の責任限定契約）** **第27条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。**
第24条　（記載省略）	第28条　（現行のとおり）
（選任） 第25条　（記載省略） ②　監査役の選任決議は、**総株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	（選任） 第29条　（現行のとおり） ②　監査役の選任決議は、**議決権を行使することができる株主**の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

（**太字**は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変更定款案(平成18年６月28日付)
（任期） 第26条　監査役の任期は、**就任**後４年**内の最終の決算期**に関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第30条　監査役の任期は、**選任**後４年**以内に終了する事業年度のうち最終のもの**に関する定時株主総会の終結の時までとする。
（報酬） 第27条　監査役の報酬は、株主総会において定める。	（報酬**等**） 第31条　監査役の報酬**等**は、株主総会において定める。
（常勤の監査役） 第28条　**監査役は、互選により常勤の監査役を定める。**	（常勤の監査役） 第32条　**常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。**
（監査役会の権限） **第29条　監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務の執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。**	（削る）
第30条 〜　（記載省略） 第32条	第33条 〜　（現行のとおり） 第35条
（新設）	**（社外監査役との間の責任限定契約）** **第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。**
第33条　（記載省略）	第37条　（現行のとおり）
（利益配当金） 第34条　**利益配当金**は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。	**（剰余金の配当）** 第38条　**剰余金の配当**は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録**株式**質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。
（中間配当**金**） 第35条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、**商法第293条ノ５**の規定による**金銭(以下、中間配当金という。)の分配**を行うことができる。	（中間配当） 第39条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録**株式**質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、**会社法第454条第５項**の規定による**剰余金の配当**を行うことができる。
（配当金の除斥期間等） 第36条　**利益配当金および中間配当金が**支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。 ②　**利益配当金および中間配当金**には利息をつけない。	（配当金の除斥期間等） 第40条　**配当財産が金銭である場合は、その**支払開始の日から満５年を経過してもなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れるものとする。 ②　**前項の金銭**には利息をつけない。

別紙２

（平成18年９月30日付）　　（**太字**は変更箇所を示します。）

変更定款案（平成18年６月28日付）	変更定款案（平成18年９月30日付）
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、**6,830,000**株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、**33億**株とする。
（新設）	**（単元株式数）** **第８条　当会社の単元株式数は、500株とする。**
（株券の発行） 第８条　（記載省略）	（株券の発行） 第９条　（平成18年６月28日付変更案のとおり）
（新設）	**②　前項の規定にかかわらず、当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。**
（新設）	**（単元未満株式についての権利）** **第10条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。** **１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利** **２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利** **３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てまたは募集新株予約権の割当てを受ける権利** **４．次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利**
（**端株**の買増し） 第９条　**端株主**は、その有する**端株**と併せて**１株となるべき端株**を売り渡す**べき旨**を**当会社に**請求することができる。 ②　前項の請求があった場合において当会社が売り渡すべき株式を有しないときは、当会社はこれに応じないことができる。	（**単元未満株式**の買増し） 第11条　**当会社の株主**は、その有する**単元未満株式の数**と併せて**単元株式数となる数の株式**を売り渡す**こと**を請求することができる。 ②　前項の請求があった場合において当会社が売り渡すべき**数の**株式を有しないときは、当会社はこれに応じないことができる。
第10条　（記載省略）	第12条　（平成18年６月28日付変更案のとおり）
（端株原簿名義書換代理人） **第11条　当会社は、端株につき名義書換代理人を置く。** **②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。** **③　当会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他端株に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、当会社においては取り扱わない。**	（削る）
（株式取扱規則） 第12条　当会社の株券の種類ならびに株主名簿、**端株原簿**および株券喪失登録簿への記載または記録、**端株**の買取りおよび買増し、その他株式**および端株**に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第13条　当会社の株券の種類ならびに株主名簿および株券喪失登録簿への記載または記録、**単元未満株式**の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

（平成18年９月30日付）　　（**太字**は変更箇所を示します。）

変更定款案（平成18年６月28日付）	変更定款案（平成18年９月30日付）
（基準日） 第13条　（記載省略） ②　前項のほか、取締役会の決議により公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、登録株式質権者**または端株原簿に記載または記録された端株主**をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者**または端株主**とすることができる。	（基準日） 第14条　（平成18年６月28日付変更案のとおり） ②　前項のほか、取締役会の決議により公告の上、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主**または**登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主**または**登録株式質権者とすることができる。
第14条 〜　（記載省略） 第37条	第15条 〜　（平成18年６月28日付変更案のとおり） 第38条
（剰余金の配当） 第38条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者**および端株原簿に記載または記録された端株主**に支払う。	（剰余金の配当） 第39条　剰余金の配当は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。
（中間配当） 第39条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者**および端株原簿に記載または記録された端株主**に対し、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当を行うことができる。	（中間配当） 第40条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項の規定による剰余金の配当を行うことができる。
第40条　（記載省略）	第41条　（平成18年６月28日付変更案のとおり）

（平成18年10月２日付）　　（**太字**は変更箇所を示します。）

変更定款案（平成18年９月30日付）	変更定款案（平成18年10月２日付）
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、500株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。